

## 公益社団法人島根県林業公社経営健全化方針

### 1. 作成年月日及び作成担当部署

- (1) 作成年月日 平成 31 年 3 月 12 日
- (2) 作成担当部署 島根県農林水産部林業課

### 2. 第三セクター等の概要

- (1) 法人名 公益社団法人島根県林業公社
- (2) 代表者名 理事長 松尾秀孝
- (3) 所在地 島根県松江市黒田町 432 番地 1
- (4) 設立年月日 昭和 40 年 6 月 16 日 (公益法人移行平成 25 年 4 月 1 日)
- (5) 資本金 450,000 千円
  - 出資内訳：島根県 225,000 千円 (50.0%)
  - 市町村 224,700 千円 (49.9%)
  - 島根県森林組合連合会 300 千円 (0.1%)

#### (6) 業務内容

国の拡大造林施策における地方の推進役として、森林の持つ公益的機能の高度発揮や中山間地域における就労の場の確保等を図るため、森林所有者自らによる整備が困難な地域に分収方式による森林造成を推進し、分収造林事業による林業経営を実施している。

公社創設から現在までに約 2 万 1 千ヘクタールの森林造成を通じて、水源かん養等森林の持つ公益的機能発揮に寄与するとともに県内中山間地域を中心に累計 548 万人の雇用を創出するなど地域産業の活性化に貢献してきた。

### 3. 経営状況及びこれまでの地方公共団体の関与

#### (1) 法人の経営状況及び監査の状況

##### ①法人の経営状況

林業公社の経営に大きな影響を与える国産木材価格は、昭和 55 年をピークに下落し続けたことから、林業公社を取り巻く経営環境は大変厳しく最終的には大幅な収支不足が見込まれている。

林業公社では、これまで 4 次にとり長期経営改善計画を策定し、長伐期非皆伐施業への転換や日本政策金融公庫借入金の低利貸付制度への借り換え実施に伴う利息軽減など様々な経営改革を実施してきた。

県では、日本政策金融公庫への返済金及び運営経費等について無利子貸付による支援を行うとともに、不採算林に係る繰上償還経費の補助などの支援を行っている。

## ②監査の状況

このような経営環境の中で、県では、地方自治法に基づく財政的援助団体等の監査を毎年実施しており、適切な資金管理や会計処理、経営改善計画の進捗状況の確認など様々な方向からのチェックを行っている。

## ③議会への説明と住民情報公開

県は、議会・住民に対して「島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例」に基づき、毎年度財務書類や将来負担額を報告・公表している。

また、県が行っている支援について県民理解の醸成を図るため、林業公社の概要や経営計画を県のホームページで公開するなどの取り組みを行っている。

## (2) 公的支援の考え方

### ①県財政に与える影響

第三セクター等の経営健全化の推進等について（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知。以下「指針」という）及び第三セクター等経営健全化方針の策定について（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「方針策定通知」という。）を参考とし、林業公社が県へ与える財政的な影響については以下のとおり把握している。

#### ア. 債権・出資金の放棄額

島根県にとり当該年度の財源は不要であるが資産が減少するもの

合計 355.65 億円（長期貸付金 353.4 億円、出資金 2.25 億円）… $\alpha$

#### イ. 当該年度に財源を要する影響額

合計 186.84 億円（損失補償 186.84 億円、短期貸付金 0 円）… $\beta$

186.84 億円 / 2,791 億円 (H29 決算ベース) = 6.70% ( $\beta \div$  標準財政規模)

以上のように県が林業公社に対して行っている損失補償の標準財政規模に対する比率が、県の実質赤字の早期健全化基準の水準 (3.75%) に達しているため、方針策定通知に基づき県財政への影響があるものとして取り扱う。

### ②公的支援の考え方

林業公社は島根県から独立した事業体として、「森林所有者個人では造林の困難な奥地など条件不利地域を主体に造成した 2 万 1 千 ha の森林を循環的に利用することで持続可能な林業経営を実践し、林業振興と地域経済の発展に資する」という公共性・公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として林業公社の自助努力により行われるべきである。

しかし、林業公社が実施している分収造林事業は造林から収益が発生するまで約 80 年もの長期間を要することから、自立的運営が可能な収益が確保できるまでの間、過去の造林地整備で必要となった借入金の返済費用や組織の運営経費等については引き続き県からの支援を実施していく必要がある。

#### 4. 経営健全化の取組に係る検討

指針別紙2「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」に基づき、次のとおり検討を行った。

##### (1) 事業の意義

林業公社は、「公社の設立により、地域経済を将来にわたり潤すであろう造林地が造成されることはもちろん、この間にあつて造成に要する公社資金の大部分は現金収入として地元住民の糧となるばかりでなく、そこに新たな就労機会が与えられることにより、ひいては農林業就労者を農山村に引き止める作用として働くことも期待され、このことを通じて農林業振興に寄与することができる。このように造林公社により恵まれない農山村地域が受ける利益は計り知れないものがあると考えられる。」を設立の趣意としており、この目的は現在も事業を実施することで達成されており、設置目的及び行政目的と一致している。

##### (2) 採算性

指針で「損失補償を行っている第三セクター等で、損失補償債務等についての一般会計等負担見込額の算定に関する基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの」は「採算性なし」と判断される。林業公社は、「E」と判断されているため「採算性なし」として整理する。

##### (3) 事業手法の選択

林業公社経営林について、その事業廃止は、土地所有者との契約を解約しなければならないこと及び本県民有林の森林・林業政策を実施する行政組織であり、設立代表者でもある県の社会的責任に鑑みれば極めて困難である。公社に代わり県が経営する場合と公社が経営を継続する場合を比較検討すると、公社を存続させた上で、国からの支援を受けながら経営改善を進めることが最も効果的と考えられる。

しかしこの場合でも、県は林業公社設立の経緯や公社債務に対する損失補償を行っていることから、引き続き林業公社と一体となって経営改善に取り組む必要がある。

#### 5. 経営健全化のための具体的な対応（林業公社第5次経営計画案より抜粋）

##### (1) 法人自らによる経営健全化のための具体的な対応

地域林業の発展と森林の持つ公益的機能発揮の両立に向けた長伐期施業の推進及び実行性のある林業経営モデル確立に向けた経営分析可能な林業経営の実証に取り組む。

##### ① 収穫事業の推進

###### ア. 更新伐の適切な実施

主伐は、環境負荷の小さい更新伐を引き続き推進すると共に、これまでの課題と経営収支を明確化し、受注者と協議の上、発注方法や施業等の改善を図る。

###### イ. 木材生産の低コスト化

###### (ア) 戦略的路網整備の推進

林業生産性の向上と収穫事業を確実に実施していくために、関係者と調整を行い大型車両が走行可能な林業専用道を事前に整備する。

(イ)現場条件に適合した作業システムの確立

計画的な路網整備と高性能林業機械の組み合わせや、急傾斜地に有効な架線集材の活用など効率的な伐採搬出システムを導入する。

ウ. 販売戦略による増収

製材工場等との安定供給に関する協定締結など、より有利な価格で販売できるよう販売先との関係構築を図る。

エ. 森林情報高度利活用技術の導入

立木評価において、蓄積量や成林状況を把握するため、リモートセンシング技術やGIS等を活用した情報管理システムの導入を検討する。

オ. 林業事業体・人材育成のための収穫事業フィールドの提供・育成

積極的に公社事業に取り組む事業体に対し、体質強化や人材育成の場として収穫事業フィールドを提供する。

②伐採跡地の更新

ア. 早生樹の導入による主伐跡地の更新

コウヨウザンなどの早生樹を更新伐跡地の植栽木として活用し、育林経費の軽減や森林の持つ多面的機能の早期発揮を目指す。

イ. 低コスト更新技術の実証

伐採と植栽の一貫施業など低コスト技術を実証し更新経費の縮減を図る。

③森林情報の共有による施業集約化の推進

ア. 森林情報の共有

公社造林地と周辺森林の一括発注や伐採業者の斡旋などを行うため、公社造林地とその周辺の森林に係る情報を市町等の関係者との共有を図る。

イ. 土地所有者情報の把握

適切な契約管理を行うため、刊行物の定期的送付やアンケート調査の実施など契約者及び関係者と双方向での連絡が可能となる仕組みを構築する。

④不成績林等の処理

将来的に収益が見込めない不採算林について、日本政策金融公庫資金の繰上償還による利息軽減処理を継続的に行っていく。

⑤分収割合の見直し

更新伐跡地の更新・管理経費を確保する必要が生じるなど情勢の変化を踏まえ、分収割合の見直し等を早期に検討する。

⑥組織体制の検討

ア. 人員確保

今後増加が見込まれている主伐事業量に見合った組織・人員体制の整備・強化を行っていく。

## イ. 人材育成

経営改善の実効性を確保するため、木材販売に対応したコンサルティング能力など今後の事業展開に則した職員のレベルアップを図る。

### ⑦積極的な情報開示による県民理解の醸成

公社事業への県民理解の醸成を図るため、事業成果や造林地の状況などを多様なメディア媒体を活用し、より分かりやすく発信することに努めていく。

### ⑧「新たな森林管理システム」に対応した役割発揮

公的セクターである森林整備法人として「新たな森林管理システム」における役割を果たすべく、公社経営林を中心とした団地設定の提案や林業経営者の育成を行う。

## (2) 地方公共団体による経営健全化に向けた具体的対応

県は、林業公社の事業を通じた森林の公益的機能の発揮、地域産業の活性化などの行政目的を達成するため、林業公社が実施する経営健全化の取り組みを以下のとおり継続的に支援する。

### 【主な支援内容】

#### ①県貸付金支援と無利子化

林業公社では、平成26年度から本格的な主伐事業を開始し、木材販売収入が増加したことにより、単年度の事業収支は改善傾向にあるものの、未だ公庫利息負担は重く単年度収支の黒字化まで至っていない。木材販売収入を直接事業費や運営費に充当し借入金の抑制を行っているが、多額の日本政策金融公庫償還金については引き続き県からの無利子貸付による支援を継続していく必要がある。

#### ②長伐期変更契約や不成績林等の処理に係る経費支援

平成9年度から、松くい虫被害等により将来収益が見込めない契約地について、利息軽減のため県からの補助金により日本政策金融公庫への繰上償還を実施し大きな効果を上げている。今後も継続して県からの補助金を交付することにより将来負担する利息の軽減に努めていく。

#### ③造林補助制度等による支援

主伐事業の実施に当たっては、更新伐事業等有利な補助金を活用した経営改善を行っていく必要があるため、更新伐実施に伴う造林補助金の確保に努めていく。

#### ④職員派遣等の人的支援

県職員の派遣による人的支援を引き続き実施する。

また、公社造林地における更新伐や間伐実施に合わせ周辺地域の他事業体との連携・調整を進めるなど、県地域事務所中心に適切な指導や助言を行う。

## 6. 国への支援要請

林業公社の自助努力と県による経営改善への支援によってもなお発生する県への財政的な影響を回避するため、国の金融・林業・地方財政支援制度を積極的に活用するとともに、より一層の収支改善が図られるよう制度の改善について国に要請する。

(参考)

## 7. 法人の財務状況

### (1) 貸借対照表より

項目	金額 (千円)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
資産総額	83,324,774	83,097,481	82,869,929
(うち現預金)	219,435	244,848	303,883
(うち森林資産)	82,154,308	81,874,708	81,655,490
(うちその他資産)	951,031	977,925	910,556
負債総額	60,693,214	60,814,750	60,902,739
(うち県からの借入金)	33,680,105	34,549,359	35,340,000
正味財産額	22,631,560	22,282,731	21,967,190

### (2) 損益計算書より

項目	金額 (千円)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経常収益	265,503	310,105	329,347
経常費用	824,834	779,546	853,516
森林資産勘定振替額	559,560	467,744	510,788
当期経常増減額	229	▲1,698	▲13,381
当期経常外増減額	▲322,152	▲442,010	▲422,197
当期一般正味財産増減額	▲321,922	▲443,708	▲435,578